

作成年月日

令和2年5月20日

六ヶ所村再生可能エネルギー促進による農山漁村活性化基本計画



令和2年5月

青森県六ヶ所村

目次

1. 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化に関する方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
2. 再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
3. 2. の区域において整備しようとする再生可能エネルギー発電設備の種類及び規模・・ 2
4. 再生可能エネルギー発電施設の整備と併せて促進する農林漁業の健全な発展に資する取り組みに関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
5. 自然環境の保全と調査その他の農山漁村における再生可能エネルギー電気の発電の促進に際し配慮すべき重要事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
6. 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の促進による農山漁村の活性化に関する目標及びその達成状況についての評価・・・・・・・・・・ 2
7. 再生可能エネルギー発電施設の整備を促進する区域において整備する再生可能エネルギー発電設備の撤去及び原状回復・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
8. その他農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

1. 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化に関する方針

六ヶ所村は、青森県北東部の下北半島の基部に位置し、東は太平洋に臨み西は棚沢山脈(吹越烏帽子標高 557.8m)及び広漠たる平野を隔て横浜町、野辺地町に隣接し、南は小川原湖を境に三沢市、東北町と相對し、北は棚沢山脈(月山 419.2 m)の先端にあり、下北郡東通村に接している。村域は、南北約 33 k m、東西約 14 k m 余り、面積は 252.68 k m²である。気象概況は太平洋に面していることから、比較的寒暖の差があり、夏季には偏東風(ヤマセ)が吹き、冬季には津軽半島平野からの西風が陸奥湾を越えて吹きつける地域です。

当村では、平成 29 年 3 月に策定した「六ヶ所村 新エネルギー推進計画」では、村全体の新エネルギー推進に関わる基本とするとともに、「村民生活の向上」を念頭に新エネルギーを活用し、産業、観光、福祉、教育、環境、防災、まちづくりなど多岐にわたる本村の諸課題の解決に向けた施策に取り組むこととしています。

平成 28 年 3 月に策定した「第 4 次六ヶ所村総合振興計画」では、再生可能エネルギーの活用と立地促進を掲げ、風力発電や太陽光発電だけではなく、水素エネルギーやバイオマスなど、本村で未展開のエネルギーの誘致を進めることとしています。

一方、第一次産業については、経営体数・従事者数の減少により第一次産業全体の衰退が危惧されることから、農業では、担い手の育成・確保と営農指導の充実・強化、農地の基盤整備、環境と調和した畜産経営の推進、林業では、森林の多面的機能向上、緑に親しみやすい環境づくり、漁業では、漁場環境の保全と資源管理、漁業関連施設の適正管理と安定的な経営の推進を進めることにしています。

これらの計画等を踏まえ、第一次産業の振興に向けた施策に取り組むとともに、農山漁村での再生可能エネルギーを有効に活用し、本村での経済的・社会的な利益や関係者の気運の高まりに結びつけるとともに、これを継続させ、農山漁村の活性化、自立的発展を図っていくこととします。

2. 再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域

地区	区域の所在	面積(m ²)	備考
a	六ヶ所村大字倉内字笹崎 1586-9 外 61 筆 (詳細は別紙 1 のとおり)	254,450	六ヶ所村千歳風力発電所
合計		254,450	

3.2. の区域において整備しようとする再生可能エネルギー発電設備の種類及び規模

地区	発電設備の種類	発電設備の規模	備考
a	風力発電	28,500kW	3,600kW 級×10 基

4. 再生可能エネルギー発電施設の整備と併せて促進する農林漁業の健全な発展に資する取り組みに関する事項

六ヶ所村において、地域の農林漁業と協調を保てるよう発電事業者の売電収益の中から一定程度の資金協力を基金化し、農林漁業団体の要望を精査し、地域の農林水産業へ寄与する事業に活用することとします。

また、活用事業については毎年度見直しを行うこととし、再生可能エネルギーの地域利用についても検討するとともに幅広い農山漁村の地域振興策を図ることとします。

5. 自然環境の保全と調査その他の農山漁村における再生可能エネルギー電気の発電の促進に際し配慮すべき重要事項

a 地区で実施される再生可能エネルギーは、総出力が 10,000kW 以上を超えることから、環境影響評価法の対象事業であり、自然環境の保全と調和、景観の保全・歴史的風致の維持及び向上との調和等の配慮すべき重要事項については、専門家、有識者等に意見を伺いながら対応しています。

したがって、本項においては経済産業大臣の環境影響評価書の受理をもって、代替とすることとします。

6. 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の促進による農山漁村の活性化に関する目標及びその達成状況についての評価

(1) 目標

地域の農林漁業の健全な発展に資する取組を行う風力発電等の再生可能エネルギー発電設備を導入していくこととします。

a 地区における風力発電設備は最大 28,500kW (3,600kW 級×10 基) であり、本基本計画に基づいた認定設備整備計画による風力発電設備となっています。

さらに、発電設備の建設については地元企業による初期工事が見込まれます。

また、村内に再生可能エネルギー発電設備が建設されることにより将来的にはメンテナンス会社の人員増加も見込まれます。

(2) 目標の達成状況についての評価

(1)の目標の達成度合いを確認するため、毎年度、認定された設備整備計画(※1)について、その実施状況を調査し、認定設備整備計画(※2)の進捗を把握することとします。

※1「設備整備計画」：設備整備者が作成する再生可能エネルギー発電設備の整備に関する計画

※2「認定設備計画」：村の認定を受けた設備整備計画

7. 再生可能エネルギー発電施設の整備を促進する区域において整備する再生可能エネルギー発電設備の撤去及び原状回復

設備整備事業者は、再生可能エネルギーの発電事業終了後に、使用した発電設備を必ず撤去することとします。また、使用した土地については、直ちに原状回復する義務を負い、原状回復に係る費用を全額負担することとします。

また、設備整備計画の審査を行う際には、これらの事項に加え、原状回復されないときの損害賠償や土地の貸借期間の中途の契約終了における違約金に関する事項が、土地賃貸借契約書等により明らかにされていることを確認することとします。

8. その他農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する事項

(1) ウェブページ等による周知

基本計画に基づく取組の促進や関係住民等の理解の醸成を図るため、当村の広報やウェブページにより広く周知します。

(2) 設備整備計画の認定

設備整備計画の審査を行う際には、内容が基本計画に適合するものであることに加え、必要な資金確保またはその見込みがあること、設備整備計画が実施される見込みが確実であること、再生可能エネルギー設備の撤去時の契約を確認することとします。

また、設備整備計画の認定を行う際には、設備整備事業者は実施状況の報告を行うこと、当村の是正の指導に従うこと等の条件を付することとします。

(3) 設備整備計画の認定の取り消し

設備整備計画の実施状況の報告の怠慢、当村の是正の指導に従わない場合においては、設備整備計画の認定を取り消すこととします。

(4) 再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域の設定

再生可能エネルギー発電事業者の再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域が競合した場合は、再生可能エネルギー発電事業者は誠意をもって協議し、解決した上で、本協議会へ参加することとします。

(5) 区域外の関係者との連携

六ヶ所村、設備整備事業者(再生可能エネルギー発電事業者)、農業協同組合、漁業協同組合等の関係者は、当村の区域外の関係者とも相互に連携し、優良事例等の情報共有化を図り、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギーの導入に今後も取り組んでいくこととします。

再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域

地区	区域の所在	地目	面積	備考
a	六ヶ所村大字倉内字笹崎 1586-9	宅地	500	六ヶ所村千歳風力発電所
	六ヶ所村大字倉内字笹崎 1586-8	宅地	3,630	
	六ヶ所村大字倉内字笹崎 1588-3	畑	3,730	
	六ヶ所村大字倉内字笹崎 1587-2	畑	738	
	鷹架字鷹架 国有林1165林班は小班内	—	2,592	
	六ヶ所村大字倉内字笹崎 1586-1	宅地	6,200	
	六ヶ所村大字倉内字笹崎 1447-52	山林	500	
	六ヶ所村大字倉内字笹崎 1447-53	山林	1,842	
	六ヶ所村大字倉内字笹崎 1444-2	畑	3,230	
	六ヶ所村大字倉内字笹崎 1467-2	畑	2,878	
	六ヶ所村大字倉内字笹崎 1469-12	畑	76	
	六ヶ所村大字倉内字笹崎 1452-2	公衆用道路	478	
	六ヶ所村大字倉内字笹崎 1331-2	原野	387	
	六ヶ所村大字倉内字笹崎 1649-12	畑	112	
	六ヶ所村大字倉内字笹崎 1331-3	原野	4,768	
	六ヶ所村大字倉内字笹崎 1649-13	畑	2,338	
	六ヶ所村大字倉内字笹崎 1651-2	畑	1,400	
	六ヶ所村大字倉内字笹崎 1649-1	畑	2,861	
	六ヶ所村大字倉内字笹崎 1651-1	畑	45,800	
	六ヶ所村大字倉内字笹崎 1705	公衆用道路	4,829	
	六ヶ所村大字倉内字笹崎 1389-3	山林	500	
	六ヶ所村大字倉内字笹崎 1404-2	公衆用道路	133	
	六ヶ所村大字倉内字笹崎 1671-3	畑	485	
	六ヶ所村大字倉内字笹崎 1684-2	公衆用道路	211	
	六ヶ所村大字倉内字笹崎 1389-2	山林	4,376	
	六ヶ所村大字倉内字笹崎 1670-2	畑	107	
	六ヶ所村大字倉内字笹崎 1667-2	畑	2,629	
	六ヶ所村大字倉内字笹崎 1671-4	畑	2,142	
	六ヶ所村大字倉内字笹崎 1388	山林	2,371	
	六ヶ所村大字倉内字笹崎 1684-1	山林	4,261	
	六ヶ所村大字倉内字笹崎 1697-20	山林	500	
	六ヶ所村大字倉内字笹崎 1697-19	山林	2,661	
	六ヶ所村大字倉内字笹崎 1667-3	畑	228	
	六ヶ所村大字倉内字笹崎 1684-3	公衆用道路	698	
	六ヶ所村大字倉内字笹崎 1683-2	保安林	2,838	
	六ヶ所村大字倉内字笹崎 1665	畑	5,913	
六ヶ所村大字倉内字笹崎 1685-2	畑	2,129		
六ヶ所村大字倉内字笹崎 1697-22	畑	154		

地区	区域の所在	地目	面積	備考
a	六ヶ所村大字倉内字笹崎 1684-4	公衆用道路	129	六ヶ所村千歳風力発電所
	鷹架字鷹架 国有林1171林班ろ、い1小班内	—	11,681	
	六ヶ所村大字倉内字笹崎 1592-3	畑	2,122	
	六ヶ所村大字鷹架字内子内 162	山林	9,336	
	六ヶ所村大字鷹架字内子内 161-2	畑	3,439	
	六ヶ所村大字鷹架字内子内 163	山林	10,813	
	六ヶ所村大字鷹架字内子内 167-2	山林	2,870	
	六ヶ所村大字鷹架字内子内 166	畑	6,926	
	六ヶ所村大字鷹架字内子内 167-1	畑	1,508	
	六ヶ所村大字鷹架字内子内 168	畑	3,833	
	六ヶ所村大字鷹架字内子内 165	畑	10,829	
	六ヶ所村大字鷹架字内子内 175	山林	1,313	
	六ヶ所村大字鷹架字内子内 148	山林	4,523	
	六ヶ所村大字鷹架字内子内 146-2	畑	454	
	六ヶ所村大字鷹架字内子内 145-2	畑	962	
	六ヶ所村大字鷹架字内子内 147	畑	2,356	
	六ヶ所村大字鷹架字内子内 149-2	畑	2,722	
	六ヶ所村大字鷹架字内子内 150-2	畑	931	
	六ヶ所村大字鷹架字内子内 110	公衆用道路	8,355	
	六ヶ所村大字鷹架字内子内 125	原野	2,583	
六ヶ所村大字鷹架字内子内 126	原野	2,791		
六ヶ所村大字鷹架字内子内 10-91	山林	36,054		
六ヶ所村大字鷹架字内子内 10-456	山林	2,885		
六ヶ所村大字鷹架字内子内 10-92	山林	3,810		

